



JPX
JAPAN EXCHANGE
GROUP

カーボン・クレジット市場オンライン説明会

Exchange & beyond

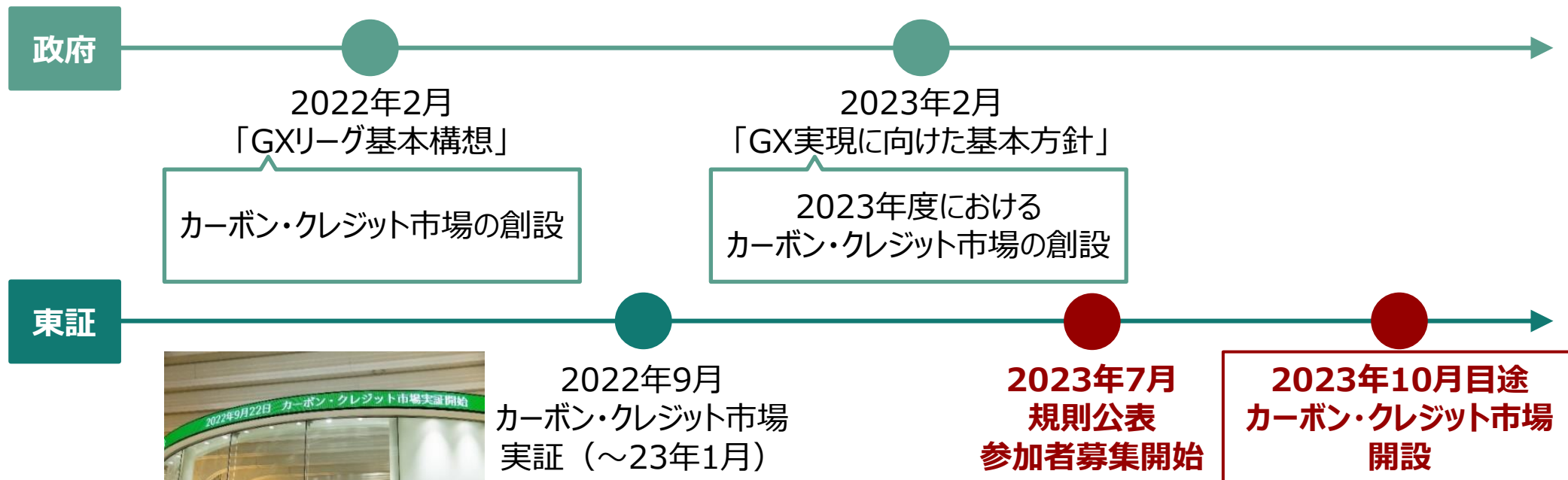
株式会社東京証券取引所

カーボン・クレジット市場整備室

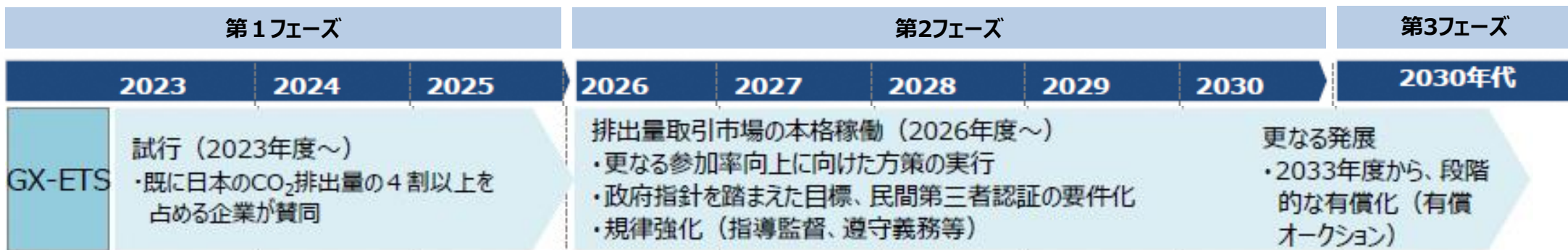
2023年7月・8月

カーボン・クレジット市場の開設について

- 東京証券取引所は、2022年度の市場実証の結果を踏まえつつ、取引所としての日本のカーボン・プライシングへの貢献の観点から、2023年10月を目途に、正式にカーボン・クレジット市場を開設することといたしました。



<GX実現に向けた基本方針-今後10年を見据えたロードマップの全体像->



出典：2023年2月10日閣議決定「GX実現に向けた基本方針」参考資料よりJPX作成

I. 制度概要

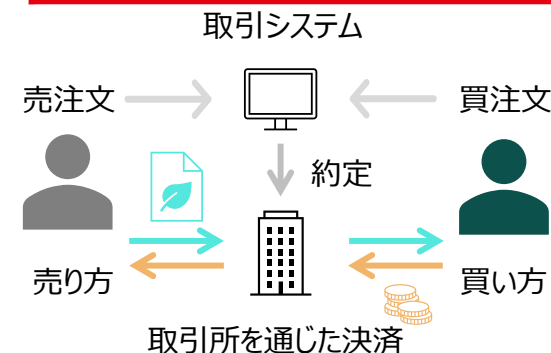
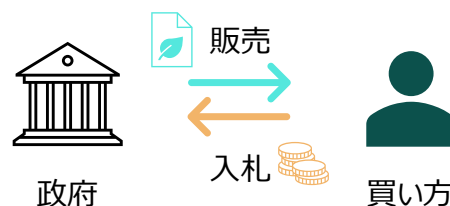
II. システム、市場参加料

III. 参加者制度、お申込方法

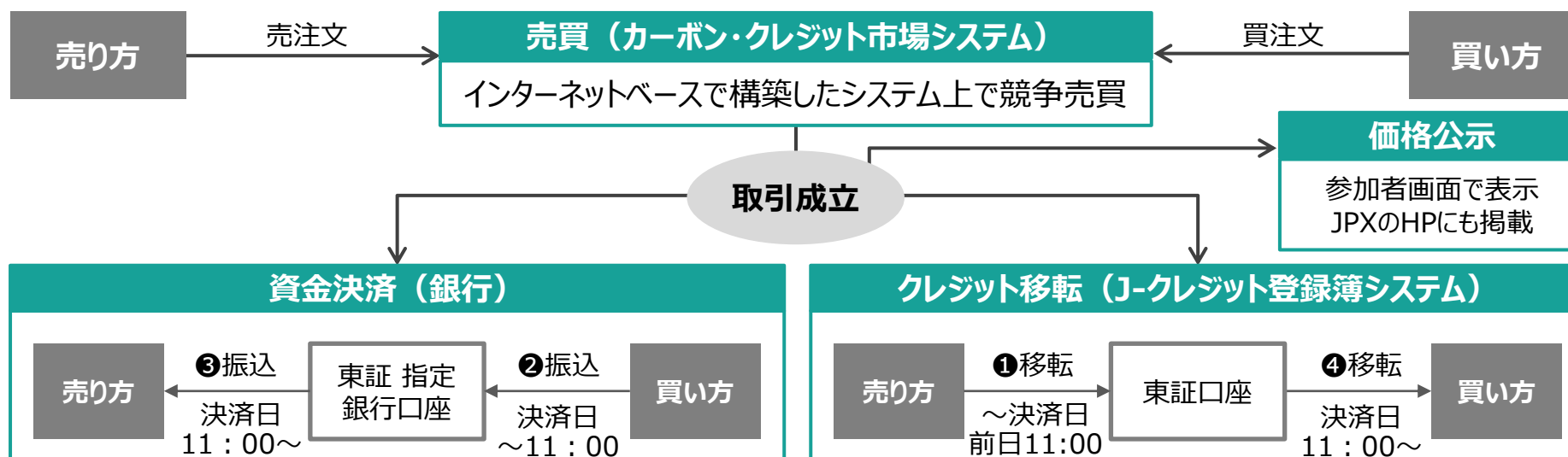
- これまでJ-クレジットの売買は相対取引もしくは政府による入札販売により行われていましたが、東証におけるカーボン・クレジット市場の開設により、取引所での売買が可能となります。

<各売買方法の特徴>

	相対取引	入札販売	取引所取引
売買チャネル	J-クレジットプロバイダー、自ら取引相手を探す等	J-クレジット制度事務局 (みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)	取引所
売買のタイミング	いつでも	年2回(1月・4月)	毎営業日
クレジット移転	売買契約完了後 契約完了までの期間は (~1か月程度)	売買契約完了後 契約完了までの期間は (~1か月程度)	約定日から起算して 6営業日後
クレジットの指定	詳細な条件※を指定して売買可能 ※クレジットの発行者、創出年、地域等	事前に公示されたクレジットを 購入可能	売買の区分ごとの 標準化した売買 (個別クレジットの指定不可)
取引の情報	売買の当事者しか分からない	落札価格や数量が公表される	売買された価格や数量が 毎営業日公表 される



- 注文を発注する際は、インターネット接続によって行っていただきます。
- 取引の安全性確保のため、クレジット移転及び資金決済において、東証が売り方参加者と買い方参加者の間に入り、元本リスクを排除する決済方式としています。



<概要>

- ① 利便性を高めるため、システムへのアクセスは「インターネット接続」とし、安全性確保のため、ログイン時に二要素認証を必要とします。
- ② 安全性確保のため、クレジット移転及び資金決済では、東証が売り方参加者と買い方参加者の間に入ります。元本リスクを排除する決済方式※とします。
※クレジット移転の不履行が発生した場合は、資金決済が不要に、資金決済の不履行が発生した場合はクレジットの返還を行います。

<決済手順>

※約定成立日から起算して5営業日（T+4）以降に実施

- ① 決済日前日の11:00まで 売り方→東証へのクレジット移転
- ② 決済日の11:00まで 買い方→東証への資金振込
- ③ 決済日の11:00以降 東証→売り方への資金振込
- ④ 東証→買い方へのクレジット移転

※ 決済日の20:00以降にインボイス閲覧サイト「invoiceAgent」においてインボイスの閲覧交付

- 本市場の制度概要は以下のとおりです。

項目	概要
売買の対象	J-クレジット
参加者	カーボン・クレジット市場参加者
注文受付時間	9:00-11:29 / 12:30-14:59
約定の方法	午前1回 11:30、午後1回 15:00 価格優先
注文の種類	指値注文のみ
売買の区分	「J-クレジット」については、省エネ、再エネ（電力）、再エネ（熱）など クレジット活用用途に応じた6分類
呼値の単位	1円
売買単位	1t-CO2
制限値幅	基準値段に90%を乗じた値
基準値段	①直前の節立会における約定値段 ②直前の節立会と同一の基準値段
決済日	約定成立日から起算して6営業日（T+5）
決済方法	代金（買い方）及びクレジット（売り方）の授受

- 本市場で扱うJ-クレジットは、以下の売買の区分ごとに行います。
- 売買の区分に関する詳細な定義につきましては参考をご覧ください。

第一階層（制度）	第二階層（大分類）
J-クレジット	省エネルギー
	再生可能エネルギー（電力）
	再生可能エネルギー（熱）
	再生可能エネルギー（電力及び熱混合）
	森林
	その他
国内クレジット制度からの移行型	国内クレジット
J-VER制度からの移行型	J-VER（森林）
	J-VER（その他）
地域版 J-クレジット	地域版クレジット
J-VER（未移行）	J-VER（未移行） 森林
	J-VER（未移行） その他
地域版J-VER（未移行）	地域版J-VER（未移行）
国内クレジット（未移行）	国内クレジット（未移行）

- 板寄せ方式とは、約定値段決定前の呼値（注文）をすべて注文控え（板）に記載したうえで価格的に優先順位の高いものから対当させながら（価格優先原則）、数量的に合致する値段を求め、その値段を単一の約定値段として売買契約を締結させる方法です。
- 本市場では指値注文に限定されますが、売り指値注文の場合、指定した値段以上の値段でしか約定しません。また、買い指値注文の場合、指定した値段以下の値段でしか約定しません。

注文控え（板）

再生可能エネルギー		
売注文	値段	買注文
2	100円	
1	90円	
	80円	1
	70円	3



本市場における板寄せの概要

注文受付時間	9 : 00-11 : 29 / 12 : 30-14 : 59
約定の方法	取引日につき2回 (午前1回 11 : 30、午後1回 15 : 00) 価格優先
注文の種類	指値注文のみ

（参考）注文の種類

成行注文	市場に出す売買注文のうち、売買値段を指定しない注文のこと。
指値注文	市場に出す売買注文のうち、売買値段を指定する注文のこと。

⇒カーボン・クレジットの流動性や成立価格の妥当性、参加者の誤発注防止等の観点から、安定的な市場運営のため、指値注文のみとし、成行注文は不可といたしました。

- 発注時には以下の項目を入力いただけます。

	発注時に入力する項目	主な内容
1	売買の区分	第一階層（制度）、第二階層（大分類）を選択
2	売付け又は買付けの区別	売付け又は買付けの区分を選択
3	売付けの場合は、当該売付けが成立した場合に移転するカーボン・クレジットに関するクレジット認証番号	クレジット認証番号（J-クレジットの認証時にプロジェクトの認証ごとに付与される番号）を入力
4	注文数量	最低単位1t-CO2以上の数量を入力
5	注文値段	注文値段（1円単位）を入力

※ 呼値とは、一般に取引参加者が取引所の市場において売買を行おうとする際に、その売買注文の内容（売付け又は買付け、注文数量、注文値段等）を表示することをいいます。

※ カーボン・クレジット市場においても、呼値を行う際は以下の内容をカーボン・クレジット市場システムに入力し、明らかにする必要があります。

売り注文発注画面

売買区分名	売り
クレジット認証番号	1002401
制度名	J-クレジット
分類名	再エネ（電力）
方法論名	（指定なし）
PJ番号	24
実施者名	国立大学法人宮崎大学
地域名	九州・沖縄
注文数量	
注文値段	

分類設定

「分類設定」ボタンを押下すると、「省エネルギー」「森林」といった方法論（大分類）の売買の区分を指定した買い注文に対する売り注文になります。

方法論設定

「方法論設定」ボタンを押下すると、個別方法論の売買の区分を指定した買い注文に対する売り注文になります。個別方法論の各区分での売買が不可の場合は、「方法論名：（指定なし）」が自動的に表示され、「分類設定」を押下し売買する場合と同様の売り注文となります。

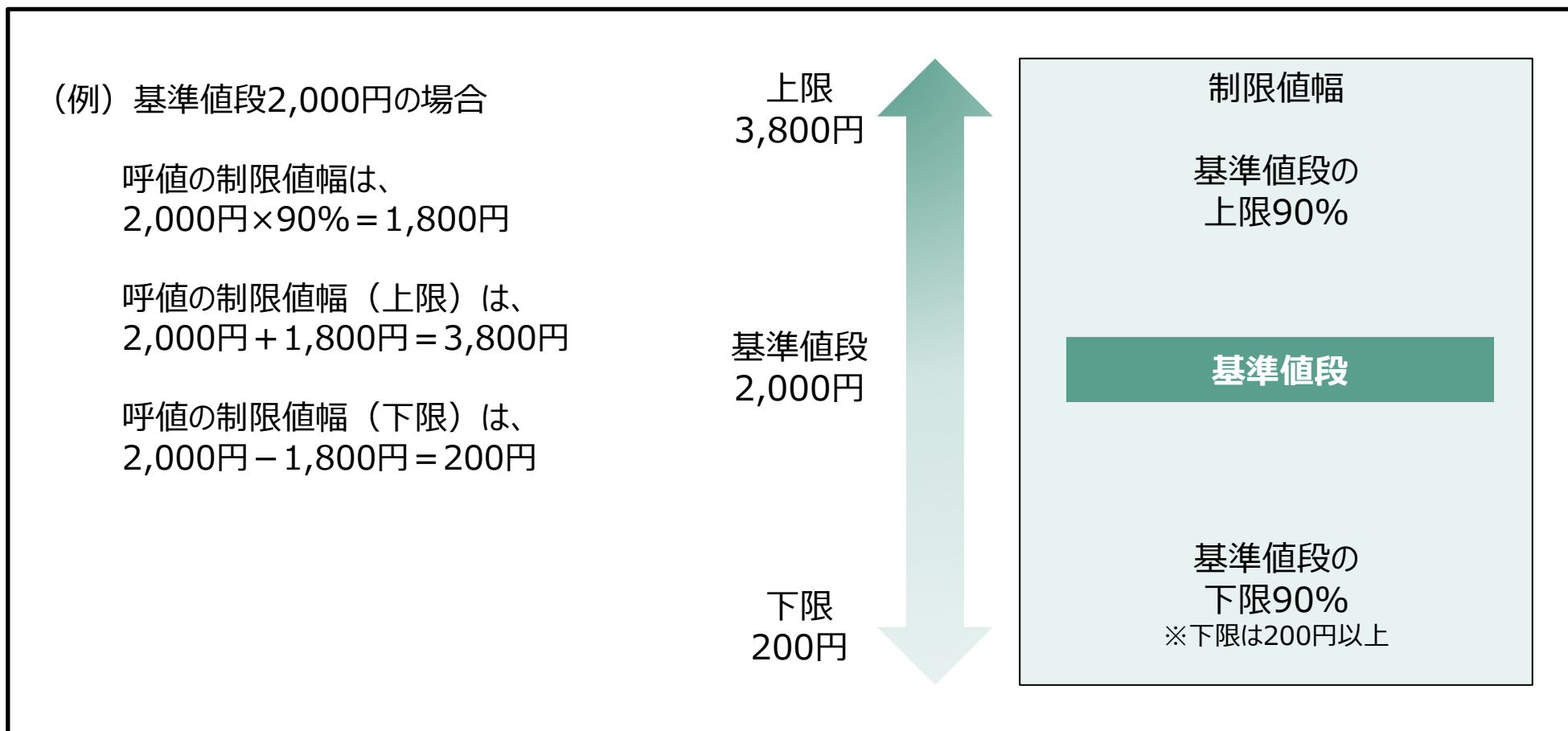
上限： 4,200 円
下限： 1 円

買い注文発注画面

売買区分名	買い
制度名	J-クレジット
分類名	再エネ（電力）
方法論名	（指定なし）
注文数量	
注文値段	

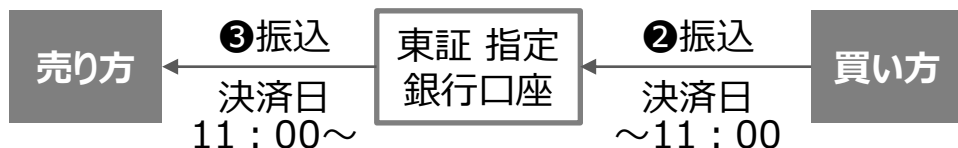
上限： 4,200 円
下限： 1 円

- 一般に株式や先物・オプション取引等では、一日の売買における値動きの幅を一定に制限しており、この値幅を制限値幅と呼びます。具体的には、基準値段（典型的には前日の終値や清算値段）を中心として、その上限価格と下限価格を定めています。
- 本市場の呼値の制限値幅は基準値段の上下90%とします。
(誤発注防止の観点から、実証時の100%から90%に引き下げています。)

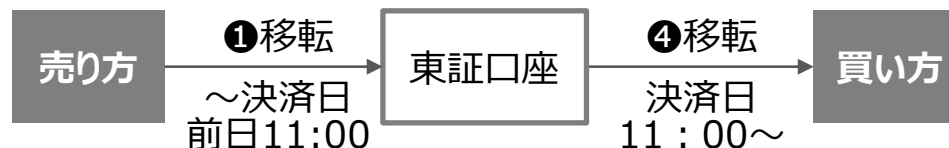


- 決済は、約定成立日から起算して5営業日（T+4）以降に実施します。

資金決済（銀行）



クレジット移転（J-クレジット登録簿システム）



	タイミング	概要
①	決済日前々日（T+3）の13:00まで	—
②	決済日前日（T+4）の11:00まで	売り方→東証へのクレジット移転
③	決済日（T+5）の11:00まで	買い方→東証への資金振込
④	決済日（T+5）の11:00以降	東証→売り方への資金振込
⑤	決済日（T+5）の11:00以降	東証→買い方へのクレジット移転

決済不履行等に伴う取扱い
①決済日前々日（T+3）の13:00までにクレジットの移転が困難であることを売り方が東証に申請した場合、当該売買約定を取り消します。
②決済日前日（T+4）の11:00までに売り方から東証へのクレジット移転がない場合、当該売買約定を取り消します。
③決済日（T+5）の11:00までに買い方から東証への資金振込がない場合、①で売り方から東証が預かっているクレジットを売り方に返還し、当該売買約定を取り消します。

※ 実証時は、約定成立後に決済の相手方がカーボン・クレジット市場システム画面上で見える仕様となっていました。決済の相手方については、表示しないこととします。

※ **上記のとおり、売買約定の取消が発生した場合、当該売買約定に関連して参加者が東証に移転したクレジット又は東証に振り込んだ資金は参加者に返還しますが、その他、参加者に当該取消に伴う費用又は損害が生じたとしても、当該費用又は損害は当該参加者自身が負担することになります。**

2023年10月1日から消費税に「**適格請求書等保存方式（インボイス制度）**」が導入されます。

- 課税仕入れをする買い手は、仕入税額控除を受けるには売り方が発行する「適格請求書」（インボイス）が必要となります。
- 課税売上をする売り手のうち、インボイスを発行できるのは、適格請求書発行事業者として登録された者（課税事業者）に限られます。

東証は、**カーボン・クレジット市場参加者を適格請求書発行事業者に限定**します。

- カーボン・クレジット市場参加者の買い手が仕入れ税額控除を受けることができるようにするため、カーボン・クレジット市場参加者を適格請求書発行事業者に限定します。
- なお、顧客が適格請求書発行事業者であるか否かの管理を行うことが困難であるため、**委託取引（取次ぎ）は行いません。**

東証は、**媒介者交付特例（消費税法施行令第70条の12）**を適用し、同特例の「事業者」である渡方（売り方）に代わり、**取引所が「媒介者等」として受方（買い方）に対して取引所名義のインボイスを交付・提供する方針**です。

- 商品市場における受渡決済と同様に、東証が買い方に対して東証の名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付するとともに、売り方に対して媒介者等から事業者へ交付等が求められる適格請求書の写し（受方情報の記載を省略した精算書）を交付します。
- なお、上記の交付についてはカーボン・クレジット市場システムとは別のシステムを用いて行う予定です。
- ※買い方は適格請求書を、売り方及び媒介者等（東証）は適格請求書の写し（精算書）を保存する必要があります。



財務省「適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-」13ページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

I. 制度概要

II. システム、市場参加料

III. 参加者制度、お申込方法

カーボン・クレジット市場システムについて

- 本市場システムの画面イメージと主な機能は以下のとおりです。

注文の発注・変更・取消

注文の発注・変更・取消

約定照会

約定照会

決済状況の確認

決済状況の確認

相場情報の確認

相場情報の確認

- 本市場でお取引いただく際には以下の環境が必要となります。
- 新たにご準備いただく可能性もございますので、詳しくは各社情報システム担当にご相談ください。
(システム利用料金は発生しません。)

	推奨ブラウザ	必要なもの
カーボン・クレジット市場システム	・Google Chrome	・Microsoft Authenticator ・Google Authenticator (スマホでの二要素認証の場合) ・WinAuth (PCでの二要素認証の場合)
invoiceAgent 電子取引(参加者 閲覧用) (※)	・Microsoft Edge ・Mozilla Firefox ・Google Chrome	・Adobe Acrobat Reader DC (PDF出力のため)

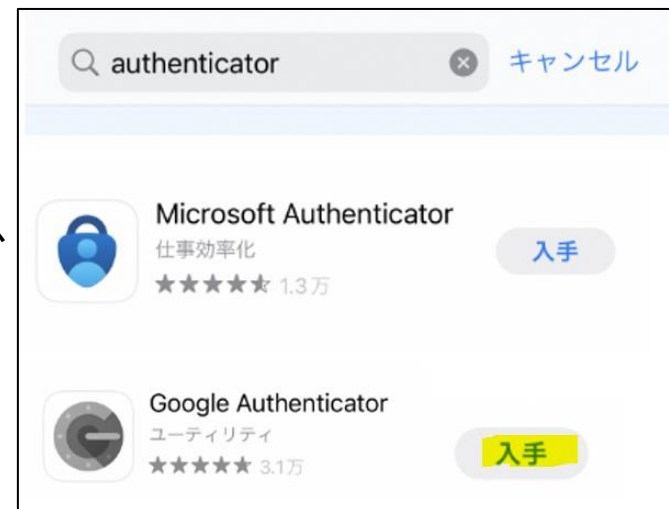
※カーボン・クレジット市場の適格請求書及び精算書の交付・閲覧が行えるよう、invoiceAgentシステムを利用します。

- カーボン・クレジット市場システムに初回ログインする際は、二要素認証登録が必要となります。
- 取引いただくにあたって、二要素認証が使用できるかどうか事前にご確認・ご対応いただくとスムーズです。
- 二要素認証に利用する**ご自身の**端末をスマートフォン又はパソコンから選んでください。
- パソコンを利用する場合は「WinAuth」を、スマートフォンの場合は「Google Authenticator」、「Microsoft Authenticator」のアプリケーションを**事前にインストールしてください。**

【参考】スマートフォン用アプリケーションのインストールについて

ここではApp Storeから「Google Authenticator」をダウンロードする例を記載)

- App Store (iOS) もしくはGooglePlayストア(AndroidOS) で、「Authenticator」と入力してください
- 該当するアプリケーションにおいて、入手（又はダウンロード）を押下し、アプリケーションをインストールしてください



- 今回市場参加に関する料金の項目を設定しましたが、早い段階からなるべく多くの方に本市場に参加いただき、本市場で取引いただくことで、本市場の活性化及び利便性向上を図ることが望ましいと考えられることから、市場参加に関する料金等は、当分の間はいずれも無料とします。

費用等	概要
① 登録料	カーボン・クレジット市場参加者の登録時に納入いただきます。
② 参加者保証金	以下③～⑤の手数料等の担保として、カーボン・クレジット市場参加者の登録時に預託いただきます。
③ 基本料	カーボン・クレジット市場参加者ごとに登録を維持するための定額料金です。
④ 売買手数料	1トンごとの売買に応じた料金です。
⑤ 決済手数料	1トンごとの決済に応じた料金です。

I. 制度概要

II. システム、市場参加料

III. 参加者制度、お申込方法

- 本市場に参加するためのステータスとして、「カーボン・クレジット市場参加者」を設けます。
- 「カーボン・クレジット市場参加者」の登録を受けることができる方は、以下の a ～ f の要件を満たす方とします。
- 「カーボン・クレジット市場参加者」の参加者名は東証のウェブサイトで一斉公表します。

登録の要件(抜粋)

- | | |
|---|---|
| a | 法人、政府、地方公共団体又は任意団体のいずれかであること |
| b | 業務を安定的に行う体制が整っていること |
| c | 当取引所の参加者として十分な社会的信用有し、社会的信用の欠如している者その他当取引所の目的及び市場の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、健全な経営体制であること |
| d | 債務超過でないこと |
| e | 預貯金口座及びクレジット登録簿の口座を開設していること並びに適格請求書発行事業者であること（※） |
| f | 欠格事由に該当しないこと |

※ 2023年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることに伴い、カーボン・クレジット市場参加者を適格請求書発行事業者に限ることとします。

- カーボン・クレジット市場参加者の登録の申込みは、以下の書類に必要事項を記載のうえ、carbon_sankasha@jpx.co.jp へのメールにて、ご提出ください。
- 申込書類はHPに掲載しています（昨年度の実証時から様式等を変更していますのでご注意ください）。






		政府、 地方公共団体	東証上場会社	JPX取引参加者・ JSCC清算参加者	左記以外
登録申込書	カーボン・クレジット市場参加者登録申込書	○	○	○	○
添付書類1	会社概要	-	-	-	○
添付書類2	財務書類（貸借対照表、損益計算書等）	-	-	-	○
添付書類3	預貯金口座及びクレジット口座情報	○	○	○	○
添付書類4	クレジット口座を有することを証する書面	○	○	○	○
添付書類5	適格請求書発行事業者であることを証する書面	○	○	○	○
添付書類6	担当者連絡先一覧	○	○	○	○

▷JPXウェブページ
 カーボン・クレジット市場ページ「市場参加者」タブ
<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/participants/index.html>



参加者登録のスケジュール

- **8/31 (木) までに** 申込み・受付を完了していただくと、市場開設当日からの売買が可能になります。
- なお、8/31 (木) に間に合わない場合でも、市場開設後に順次、売買いただけるよう登録いたします。

	7月	8月	9月		10月	
スケジュール	①お申込み 締切：8/31(木) 		②ID・パスワード送付 9/8(金)予定 	③参加者テスト 9/11(月)～9/26(火) 	④チェックリスト提出 締切：9/27(水)正午 	⑤市場開設・売買開始 10月目途 
	申込み書類一式をご提出頂きます。		カーボン・クレジット市場システム等にログインするためのID及びパスワードをご連絡します。	カーボン・クレジット市場システム等にログイン頂き、注文発注等の事前の確認を行っていただきます。	参加者テスト完了後に提出いただくチェックリストに問題なければ、参加者登録及び売買開始に係る手続きはすべて完了となります。	具体的な日付は、9月下旬頃、参加者テストの状況等を踏まえて決定・公表する予定です。

参考

制度概要（昨年度実証時制度からの変更点）

- インボイス制度への対応のため、また、実証及びフィードバックを踏まえ、実証時の制度から内容を一部変更します。
 - 参加者関連規定の明記
 - 市場利用料等の規定 など

項目	内容
① 法令改正に伴う制度変更 (インボイス制度対応)	<ul style="list-style-type: none">● 2023年10月からのインボイス制度の導入に対応し、当社が適格請求書等を提供するスキームを導入します。● 参加者を適格請求書発行事業者に限定します。● 顧客が適格請求書発行事業者であるか否かの管理を行うことが困難であるため、参加者が他者の注文の取次ぎを行うことは不可にします。
② 実証における市場から常設市場となることに伴う制度変更	<ul style="list-style-type: none">● 業務を安定的に行う体制として、複数名の役職員が従事することを登録要件に追加します。● 参加者は公正な価格形成及び安定的な決済の実施を確保し、カーボンプライシング機能の維持及び向上に努める旨を明確化します。● 参加者がこれに違反した場合や、債務不履行を発生させた場合に、当社が当該参加者に対して売買の停止等の処分を行うことができる旨、処分を行った場合は公表できる旨を明確化します。● 適正な価格形成を妨げない範囲で誤発注を防止する観点から、制限値幅を90%にします（実証時は100%）。
③ 市場開設に伴う制度変更	<ul style="list-style-type: none">● 市場利用料について規定します。※当分の間はいずれも無料とします。

売買の区分について (1/2)

- カーボン・クレジットの価格形成及び需給の状況を勘案し、カーボン・クレジットの属性その他の条件について標準化した売買の区分を設定します。
- 「大分類」(第二階層)の区分に加えて、「小分類」(第三階層)の区分も制度上ございますが、「小分類」(第三階層)を売買の区分とした売買は行わないこととします。
- 「大分類」(第二階層)のうち、J-クレジットは各移転クレジットが実際に保有する省エネ量、再エネ量(電力)及び再エネ量(熱)に基づき売買の区分を設定します。

第一階層	第二階層	第三階層	概要
J-クレジット	省エネルギー	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める省エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書(注1)において省エネ量(kl)のみが正の数であるJ-クレジットからなる区分をいう。
	再生可能エネルギー(電力)	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量(電力)(MWh)のみが正の数であるJ-クレジットからなる区分をいう。
	再生可能エネルギー(熱)	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうち再エネ量(熱)(GJ)のみが正の数であるJ-クレジットからなる区分をいう。
	再生可能エネルギー(電力及び熱混合)	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうち再エネ量(電力)(MWh)及び再エネ量(熱)(GJ)のいずれも正の数であるJ-クレジットからなる区分をいう。
	森林	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める森林の方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。
	その他	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、上記のいずれにもあてはまらないJ-クレジットからなる区分をいう。

売買の区分について (2/2)

- カーボン・クレジットの価格形成及び需給の状況を勘案し、カーボン・クレジットの属性その他の条件について標準化した売買の区分を設定します。
- 「大分類」(第二階層)の区分に加えて、「小分類」(第三階層)の区分も制度上ございますが、「小分類」(第三階層)を売買の区分とした売買は行わないこととします。
- 「大分類」(第二階層)のうち、J-クレジットは各移転クレジットが実際に保有する省エネ量、再エネ量(電力)及び再エネ量(熱)に基づき売買の区分を設定します。

第一階層	第二階層	第三階層	概要
国内クレジット制度からの移行型	国内クレジット	(指定しない)	2から始まる7桁のクレジット認証番号をもつJ-クレジットからなる区分をいう。
J-VER制度からの移行型	J-VER(森林)	(指定しない)	3から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-VER制度で定める森林の方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。
	J-VER(その他)	(指定しない)	3から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、上記のいずれにもあてはまらないJ-クレジットからなる区分をいう。
地域版J-クレジット ・ J-VER(未移行) ・ 地域版J-VER(未移行) ・ 国内クレジット(未移行)	地域版クレジット	(指定しない)	4から始まる7桁のクレジット認証番号をもつJ-クレジットからなる区分をいう。
	J-VER(未移行)森林	(指定しない)	0から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-VER制度で定める森林吸収方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。
	J-VER(未移行)その他	(指定しない)	0から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、上記のいずれにもあてはまらないJ-クレジットからなる区分をいう。
	地域版J-VER(未移行)	(指定しない)	9から始まる7桁のクレジット認証番号をもつJ-クレジットからなる区分をいう。
	国内クレジット(未移行)	(指定しない)	8から始まる7桁のクレジット認証番号をもつJ-クレジットからなる区分をいう。

売買の区分について（方法論体系と売買の区分の関係）

- 第一階層「J-クレジット」について、J-クレジット制度における方法論体系と本市場における売買の区分の関係は以下のとおりです。
- 2023年1月にJ-クレジットの主要なオフセット需要の規格に沿った見直しを行い、具体的には、省エネルギーでは「省エネ法」において原油換算の削減量、再生可能エネルギーでは「RE100」「SBT」において、系統電力を代替した場合はその電力量、化石燃料の燃焼等を代替した場合はその発熱量について、CO2の削減量と共に、認証を求めていることを反映した売買の区分としています。

< J-クレジット制度における方法論体系 >

方法論	個別方法論
省エネルギー	ボイラーの導入 ヒートポンプの導入等
再生可能エネルギー	太陽光発電設備の導入 水力発電設備の導入等
工業プロセス	マグネシウム溶解鋳造用カバーガスの変更 麻酔用N2O ガス回収・分解システムの導入等
農業	豚・ブイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌 家畜排せつ物管理方法の変更等
廃棄物	微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却 処理に用いる化石燃料の削減 食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法 の変更等
森林	森林経営活動 植林活動 等
混合型※	

< 本市場における売買の区分 >

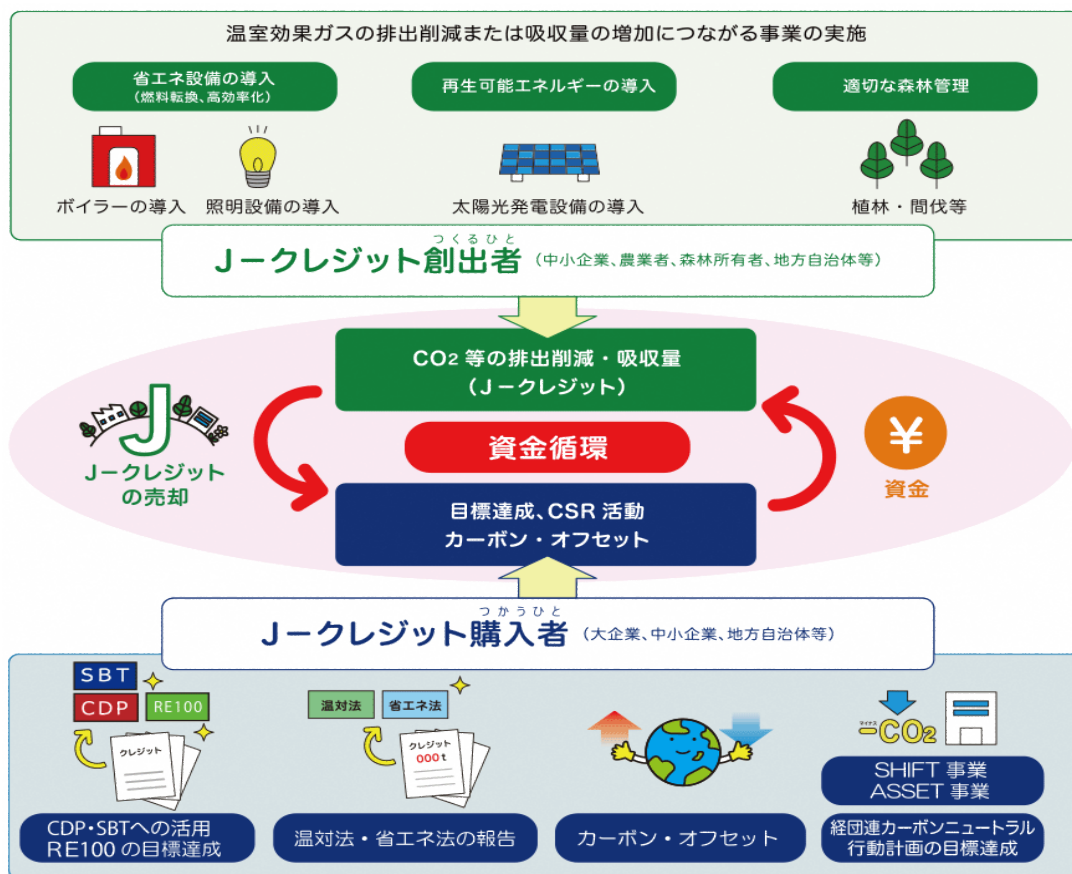
第二階層	第三階層	移転クレジット
省エネルギー	(指定しない)	J-クレジット制度で定める省エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書において省エネ量 (kl) のみが正の数である移転クレジット
再エネ (電力)	(指定しない)	J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量(電力) (MWh) のみが正の数である移転クレジット
再エネ (熱)	(指定しない)	J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうち再エネ量(熱) (GJ) のみが正の数である移転クレジット
再エネ (混合)	(指定しない)	J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうち再エネ量(電力) (MWh) 及び再エネ量(熱) (GJ) のいずれも正の数である移転クレジット
森林	(指定しない)	J-クレジット制度で定める森林の方法論のみを用いて認証された移転クレジット
その他	(指定しない)	上記のいずれにもあてはまらない移転クレジット ・ J-クレジット制度で定める工業、農業、廃棄物の方法論のみを用いて認証された移転クレジット ・ J-クレジット制度で定める省エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうち、モニタリング報告書において省エネ量が正の数でない移転クレジット (※1) ・ J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証された移転クレジットのうち、モニタリング報告書において再エネ量(電力)及び再エネ量(熱) のいずれも正の数でない移転クレジット (※2) ・ モニタリング報告書において省エネ量及び再エネ量(電力) 又は再エネ量(熱) が正の数である移転クレジット (※3)

※「混合型」には、複数の大分類により認証されたクレジットで取引所が設けた分類です。

例えば、「ボイラーの導入（省エネルギー）」と「太陽光発電設備の導入（再生可能エネルギー）」の2つの方法論により認証されたクレジットが「複合型」に属します。

J-クレジット制度の概要

- J-クレジット制度とは、省エネ・再生可能エネルギー設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度です。
- 2013年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営しています。
- 削減・吸収活動はプロジェクト単位で制度に登録、クレジット認証されます。
- 本制度により、中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指しています。



(出所) J-クレジット制度HP掲載資料「J-クレジット制度について」
https://www.japancredit.go.jp/data/pdf/credit_001.pdf

東京証券取引所カーボン・クレジット市場整備室

制度関係：

E-mail：carbon_info@jpx.co.jp

参加者申込関係：

E-mail：carbon_sankasha@jpx.co.jp



【本資料に関する注意事項】

- 本資料は情報提供のみを目的としたものであり、投資勧誘や特定の証券会社との取引を推奨することを目的として作成されたものではありません。
- 本資料で提供している情報は万全を期していますが、その情報の完全性を保証しているものではありません。
- 本資料について事前に東京証券取引所への書面による承諾を得ることなく、本資料およびその複製物に修正・加工したり、第三者に配布・譲渡することは堅く禁じられています。